

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 概況

1 取扱件数の状況

令和7年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和6年からの繰越2件、新規申立て1件で、合計3件であった（令和7年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、27頁以下の第3-10表参照）。

2 新規申立ての状況（第3-1表～第3-4表参照）

- (1) 新規申立事件1件は、申立人別では、組合からの申立て1件であり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、2号事件が1件であった。
- (3) 企業規模別では、1,000人以上の規模が1件であった。
- (4) 業種別では、「鉄道業」が1件であった。

第3-1表 申立人別新規申立件数

申立人別		年	件数（単位：件）				
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	平均
新規申立 件数		2	4	3	1	1	2.2
申立 人別	組合	1	4	3	1	1	2.0
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	1	0	0	0	0	0.2

第3-2表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件数(単位:件)					平均
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
新規申立件数		2	4	3	1	1	2.2
大分類	1号関係	1	2	2	0	0	1.0
	2号関係	2	4	3	1	1	2.2
	3号関係	2	3	3	1	0	1.8
	4号関係	0	0	1	0	0	0.2
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	0	1	0	0	1	0.4
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	1	1	1	1	0	0.8
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	1	2	1	0	0	0.8
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	0	0	1	0	0	0.2

(注) 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

令和5年(不)第2号事件について、4号の追加申立てがあり、令和5年の件数を修正したため、令和5年の年報とは一致しない。

参考(不当労働行為に係る労組法第7条該当号)

- 1号: 不利益取扱い 2号: 団体交渉拒否
3号: 支配介入 4号: 報復的不利益取扱い

第3-3表 企業規模別新規申立件数

年 区分		件数 (単位: 件)					平均
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
新規申立件数		2	4	3	1	1	2.2
企業規模別	49人以下	0	2	0	0	0	0.4
	50~99人	0	1	2	0	0	0.6
	100~499人	1	1	1	0	0	0.6
	500~999人	1	0	1	0	0	0.4
	1,000人以上	0	0	0	1	1	0.4

(注) 令和5年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第3-4表 業種別新規申立件数

分類番号	業種	件数（単位：件）					
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	平均
D	〈建設業〉	0	1	0	0	0	0.2
7	職別工事業（設備工事業を除く）	0	1	0	0	0	0.2
E	〈製造業〉	1	0	2	0	0	0.6
25	はん用機械器具製造業	0	0	2	0	0	0.4
31	輸送用機械器具製造業	1	0	0	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉	0	0	1	0	1	0.4
42	鉄道業	0	0	0	0	1	0.2
44	道路貨物運送業	0	0	1	0	0	0.2
0	〈教育、学習支援業〉	1	1	0	0	0	0.4
81	学校教育	1	1	0	0	0	0.4
P	〈医療、福祉〉	0	1	0	0	0	0.2
85	社会保険・社会福祉・介護事業	0	1	0	0	0	0.2
Q	〈複合サービス事業〉	0	0	0	1	0	0.2
87	協同組合（他に分類されないもの）	0	0	0	1	0	0.2
R	〈サービス業（他に分類されないもの）〉	0	1	1	0	0	0.4
88	廃棄物処理業	0	0	1	0	0	0.2
92	その他の事業サービス業	0	1	0	0	0	0.2
新規申立件数		2	4	3	1	1	2.2

（注）分類番号及び業種は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）による。

令和5年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

3 終結の状況

令和7年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は2件であり、命令が2件であった。

なお、令和8年への繰越件数は1件である。

第3-5表 不当労働行為事件終結状況

区分		年						
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	平均	
取扱件数	繰越	5	3	5	5	2	4.0	
	新規申立	2	4	3	1	1	2.2	
	計	7	7	8	6	3	6.2	
終結件数	取下・和解	取下	0	1	0	0	0	0.2
		自主和解	0	0	0	0	0	0.0
		関与和解	0	0	1	4	0	1.0
		小計	0	1	1	4	0	1.2
	命令・決定	全部救済	0	0	0	0	0	0.0
		一部救済	3	0	0	0	1	0.8
		棄却	1	0	2	0	1	0.8
		却下	0	1	0	0	0	0.2
	小計	4	1	2	0	2	1.8	
	計	4	2	3	4	2	3.0	

4 審査の状況

令和7年に終結した事件（命令2件）の処理日数は、563日（前年平均483日）であった。

第3-6表 平均処理日数 (単位：日)

区分		年					
		令和3 (件数)	令和4 (件数)	令和5 (件数)	令和6 (件数)	令和7 (件数)	5年平均 (件数)
取下・和解	取下	-	29 (1)	-	-	-	29 (1)
	自主和解	-	-	-	-	-	-
	関与和解	-	-	781 (1)	483 (4)	-	542 (5)
	平均	-	29 (1)	781 (1)	483 (4)	-	457 (6)
命令・決定	全部救済	-	-	-	-	-	-
	一部救済	632 (3)	-	-	-	641 (1)	634 (4)
	棄却	937 (1)	-	885 (2)	-	485 (1)	798 (4)
	却下	-	439 (1)	-	-	-	439 (1)
	平均	708 (4)	439 (1)	885 (2)	-	563 (2)	685 (9)
総平均		708 (4)	234 (2)	850 (3)	483 (4)	563 (2)	594 (15)

令和7年に命令により終結した事件は2件であった。

第3-7表 命令・決定事件の平均処理日数内訳 (単位：日)

年 区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	平均
命令・決定事件数	4	1	2	0	2	
申立 ～第1回審問前日	458	341	688	-	372	477
第1回審問 ～結審前日	155	-	104	-	93	136
結審 ～命令書写し交付	96	98	146	-	145	118
平均処理日数	708	439	885	-	563	685

(注) 令和4年の1件、令和5年の1件及び令和7年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

5 不服の申立ての状況

令和7年に交付された命令は2件であった。

第3-8表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	平均
		命令・ 決定書数	4	1	2	0	2
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		3	0	1	0	2	1.2
再 審 査 申 立	労働者側	1	0	1	0	1	0.6
	使用者側	0	0	0	0	1	0.2
	双方	2	0	0	0	0	0.4
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査事件の中労委における令和7年の状況をみると、係属件数は3件であり、このうち終結したものはなかった。

また、令和7年中に再審査命令(本県初審)に対する行政訴訟事件として係属したものはなかった。

第3-9表 再審査事件(本県初審)一覧

中労委 事件番号・事件名	初審(本県)		再審査			
	事件番号	結果	申立 年月日	申立人	終結 年月日	結果
5(不再)20 M事件	元(不)2	棄却	5.6.12	労		
7(不再)10 N事件	5(不)2	一部救済	7.3.13	使		
7(不再)44 C事件	6(不)1	棄却	7.9.17	労		

6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和7年における審査の実効確保の措置に係る取扱いはなかった。

7 審査の期間の目標達成状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した(平成17年1月7日公益委員会議で決定)。

(2) 目標達成状況

令和7年に終結した事件は2件で、処理日数は563日であった(第3-6表参照)。なお、終結事件のうち1件は目標期間内に終結した(第3-10表参照)。

8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和7年における証人出頭命令及び物件提出命令に係る取扱いはなかった。

第2節 不当労働行為事件の概要

第3-10表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	5 (不) 2	N事件		5.6.5	7.3.6
		申立人	N労働組合	一部救済	641日
		被申立人	N株式会社	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示 ・申立による不利益取扱撤回	1 2 3 4
2	6 (不) 1	C事件		6.5.8	7.9.4
		申立人	食品関連一般労働組合	棄却	485日
		被申立人	C法人	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示	1 2
3	7 (不) 1	H事件		7.9.19	係属中
		申立人	H労働組合大宮地方本部		
		被申立人	H株式会社	・誠実団体交渉 ・文書手交・掲示	2

1 N事件

令和5年(不)第2号
(道路貨物運送業)

令和5年6月5日 申立て
令和7年3月6日 一部救済命令(641日)

申立人

N労働組合

被申立人

N株式会社

従業員数 105名

審査委員・参与委員

(審) 青木孝明

(労) 近藤嘉

(使) 増井千恵子

審査経過

調査8回、審問3回

再審査・行政訴訟

令和7年3月13日 使側申立て(中労委令和7年(不再)第10号)

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱い撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示
- 5 申立による不利益取扱い撤回

【事件の概要(申立ての概要)】

被申立人は、組合活動に係る事項について、各組合員の自宅に組合員個人宛の令和5年5月3日付け書面を送付した。

令和5年5月12日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月8日の組合活動(グループ会社代表宛団体交渉出席依頼)を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。さらに、始末書の未提出を理由に、同月19日付けで、被申立人は、組合員に対して、出勤停止を命じた。

令和5年5月29日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月27日の組合活動(会社会議開催場所(社外)でのビラ配り)を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。

令和5年6月22日、夏季一時金、自宅待機命令及び乗務制限を議題とした団体交渉が開催されたが、被申立人は、曖昧な回答に終始し、具体的な説明をしなかった。後日、被申立人は、一部の組合員に対して夏季一時金を支給し、他の組合員には支給しなかった。

令和5年9月19日に出発前の検査で呼気中アルコール濃度0.14mg/lを計測したこと、同年12月22日にドライバー業務に耐えられない後遺障害が残ったこと、令和6年2月16日にグループ会社が告訴した事件について書類送検されたことをそれぞれ理由として、3名の組合員を解雇した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する不当労働行為である。

2 C事件

令和6年(不)第1号
(協同組合)

令和6年5月8日 申立て
令和7年9月4日 棄却命令(485日)

申立人
食品関連一般労働組合

被申立人
C法人

従業員数 13339名

審査委員・参与委員

(審) 甲原裕子
(労) 高井哲郎、今井信博
(使) 松川晃代

審査経過

調査8回

再審査・行政訴訟

令和7年9月17日 労側申立て(中労委令和7年(不再)44号)

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

【事件の概要(申立ての概要)】

令和5年12月24日、申立人は、被申立人に対して、組合員の受傷事故に関する解決金の支払い等につき団体交渉を申し入れたが、令和6年1月9日、被申立人はこれを拒否した。

こうした団体交渉拒否は、組合の活動が無力であると思わせるものであって、組合運営への支配介入である。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

3 H事件

令和7年(不)第1号
(鉄道業)

令和7年9月19日 申立て
係属中

申立人

H労働組合大宮地方本部

被申立人

H株式会社

従業員数 44790名

審査委員・参与委員

(審) 荒木直人

(労) 鈴木裕幸

(使) 町田伸吉

審査経過

調査1回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 文書手交・掲示

【事件の概要(申立ての概要)】

平成30年の春闘を契機とした労使関係の悪化により、同年以降、被申立人による申立人組合員への脱退勧奨が行われ、その結果、多数の組合員が脱退した。

令和5年12月8日、申立人は被申立人に対し、組合員に対する脱退勧奨等に対する処分と被申立人の企業体質是正を求める団体交渉を申し入れた。これを受け、令和6年1月18日から令和7年9月12日に至るまで、計5回の団体交渉が行われた。この過程において、申立人は、人事面における不利益取扱いの有無を明らかにするため、昇進試験の合格者数等の公表を求めるとともに、被申立人が実施した事情聴取において組合員と管理者の供述が相反していたことから、管理者に対する再調査を要求した。しかし、被申立人はいずれの要求についてもこれを拒否した。

さらに、令和6年6月17日、申立人は被申立人に対し、組合活動に対する支配介入的言動に対する原因究明と対処を求める団体交渉を申し入れた。これを受け、令和6年12月12日から令和7年9月3日に至るまで、計6回の団体交渉が行われたが、申立人が、組合活動への支配介入行為への関与が疑われる経営幹部に対する調査を求めたのに対し、被申立人はこれを拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。